

令和元年12月 定例会（第4回）会議録（抜粋）

◆22番（真船和子君） このたび、千葉県を初め日本各地で甚大な被害をもたらしました台風第15号、第19号、第21号の影響によります大雨によって被災をされました皆様に心よりお見舞い申し上げます。

いまだ福島県・長野県など8県で約1,700人の方が避難所生活を余儀なくされております。寒さも厳しくなっております。一日も早く日常生活に戻れますように心よりお祈り申し上げます。

それでは、議長の御指示により、公明党を代表して一般質問を行います。

初めに、幼児教育・保育無償化の実施状況についてお伺いいたします。

公明党は、2006年に発表しました少子社会トータルプランにおいて幼児教育無償化を掲げ、所得の低い世帯や多子世帯など無償化や負担軽減などの施策を段階的に実現させてまいりました。今回の幼児教育・保育無償化は、こうした長年の取り組みが大きく実を結んだものと思います。

国としては、少子化を克服する、子育て世帯の負担を軽くするという強いメッセージを発信し、未来の宝であります子どもたちを社会全体で育てていく新しいスタートを切るものがあります。新たなスタートだからこそ課題も出てくるものであり、また、よりよい制度にするための改善も求められてまいります。そして、その課題は地域や個人ごとにさまざまであり、解決に向けて、まず実情を把握し、見える化することが重要であります。

公明党は、11月11日より、全国の議員が子育て家庭や施設関係者を訪問させていただき声を聞く運動を展開し、課題や要望を伺っているところであります。

そこで、無償化がスタートいたしまして2カ月が過ぎたところでありますが、本市の実施状況についてお伺いいたします。

次に、次期子ども・子育て支援事業計画について、その（1）、重点課題についてお伺いいたします。

11月20日は、18歳未満の全ての子どもの人格や権利を尊重する子どもの権利条約が国連総会で採択されてから30年の節目を迎えました。しかし、日本では、児童虐待やいじめなど、子どもをめぐる悲しい事件が報道されております。ことしの6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正され、この改正法には、子どもの権利条約の精神にのっとり対策を推進することが明記されております。特に、子どもの権利を理念の基本に捉えたこと、子どもの将来のみならず、現在の貧困状態の改善を目的に加えたこと、子どもの意見の尊重並びにその最善の利益が優先して考慮されることなどが明記されております。そして、子どもの将来とともに、現在も生まれ育った環境に左右されないような対策を総合的に推進することとしております。

11月29日には、子供の貧困対策に関する大綱が閣議決定されました。特に大綱に盛り込まれている教育支援は重要であると考えます。学校教育における小人数制や習熟度別といったきめ細やかな指導の推進が明記され、さらに、学校や地域の相談体制の充実により、高校の中退予防や中退後の支援にも触れております。

今後は、さまざまな悩みに寄り添える施策の展開が求められております。習志野市の子育て支援事業に期待を申し上げ、次期子ども・子育て支援事業計画について、重点課題についてお伺いいたします。

最後に、地域課題について、あたご橋交差点について。

新たに設置した横断歩道付近の安全対策についてお伺いいたします。

以上で1回目の質問といたします。

◎市長（宮本泰介君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、真船議員の一般質問にお答えいたします。全て私からの答弁です。

大きな1点目、幼児教育・保育の無償化の実施状況についてお答えいたします。

幼児教育・保育の無償化は、国の経済財政運営と改革の基本方針2018の閣議決定を受け、国の主導によりまして、本年10月から開始されたものであります。

当初、本事業の財源につきましては、全額国費で確保され、市の財政負担が大きく軽減されるものと捉えておりましたが、結果としては、給付額に対する4分の1が市の負担となりました。

ただし、今年度の市負担分には、市長会等の要望を受ける形で、全額子ども・子育て支援臨時交付金として国から交付されることとされておりますが、これも基礎数値からの交付額を算出するものであり、実際の市の負担額との違いが生じることを想定しております。

また、今のところ、来年度からは継続的に市の負担が発生する一方で、低所得世帯等に対する新たな補助金が創設されたことから、具体的な効果につきましては、丸々1年が経過しなければ明らかにならない見込みでございまして、市全体の財政収支を慎重に見きわめていく必要があります。

他方、本制度の開始に当たりましては、本年5月の制度決定から5カ月弱の短い期間での準備及び10月からの安定した実施という課題がありまして、この点も市長会を通じて、国に対し速やかな情報提供とともに、事務の負担軽減策として、現行の幼稚園に対する給付を個人給付ではなくて施設型給付とすることを要望し、結果として改善が図られました。

いずれにしても、国から示される細かな制度設計を、利用者や事業者に繰り返し丁寧に説明を行うことで混乱の減少に努めているところでございます。

無償化の実施においては、利用者にとって一般的に言われております制度上の課題が主に3点ございます。1点目は、保育需要自体が増加していくこと、2点目は、認可外保育施設の質をどう確保していくか、そして3点目は、幼稚園類似施設等に通う対象外となる子どもたちへの対応でございます。本市といたしましては、これらの課題に対し、保護者の動向や施設の運営状況をしっかりと見きわめ適正に対応するとともに、国の対応策の検討状況を注視してまいります。

本制度の定着までには、いましばらく時間がかかると考えますが、保護者の皆様が安心して子育てができ、子どもたちが質の高い教育・保育を受けることができるよう、今後もしっかり取り組んでまいります。

次に、大きな2点目、次期子ども・子育て支援事業計画について、重点課題についてお答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づく実施計画であり、本市におきましては、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画等を包含した、子ども・子育て支援に係る総合的な計画としております。

本年度は現行計画の最終年度であることから、現在、来年度、令和2年度から令和6年度を計画期間とする次期計画の策定に向けましてパブリックコメントを実施しているところであります。

次期計画におきましては、現行計画における事業の実施状況や各種調査の結果を踏まえ、重点課題を次の7点に整理いたしました。

1点目は、保育所等の待機児童対策であります。民間認可保育所等の開設などにより、平成27年度からの4年間で約1,200名の定員拡大を図ったものの、推計を上回る保育需要の増大から、既存施設の再編等により待機児童解消に向けて引き続き取り組んでまいります。

2点目は、放課後児童会の待機児童対策であります。児童会の増設などにより、平成27年度からの4年間で約400名の定員拡大を図ったものの、需要の増大及び支援員不足から、施設の増設及び委託化等により、待機児童解消に向けて引き続き取り組んでまいります。

3点目は、放課後子ども教室を初めとする放課後の居場所づくりであります。子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験活動ができる環境を整えてまいります。

4点目は、在宅家庭も含めた預けやすい環境の充実であります。孤立し、一人で頑張り過ぎない子育てを支援するために施設等の拡充を目指します。

5点目は、子どもの貧困対策であります。子育て世帯全体の約1割、ひとり親世帯の約半数が経済的に困難な可能性があることから、子どもと保護者に応じた支援を実施するとともに、市民による支援活動のネットワークをつくります。

6点目は、児童虐待の予防、早期発見への対策であります。子ども・子育てに関するあらゆる相談に対してきめ細かな対応が可能となる体制を整え、虐待予防及び迅速な対策を講じます。

そして、最後の7点目は発達支援の充実であります。成長や発達に不安や課題がある児童と保護者に対し、地域の中で切れ目のない支援を受けることができる仕組みづくりや施設間の連携の強化を図ります。

以上の重点課題を踏まえた取り組みを次期計画において着実に実施し、子ども・子育て支援施策の充実を図ってまいります。

最後、大きな3点目、地域課題について、あたご橋交差点について、新たに設置した横断歩道付近の安全対策についてお答えいたします。

東習志野にありますあたご橋交差点につきましては、5差路から十字路へ改良するとともに、日立産機システム前の通りをマラソン道路に直接接続させて、新たに東側に交差点を設ける改良を行いまして、平成30年5月14日から供用が開始されております。この改良によりまして、信号のサイクルが3段階から2段階となったことで、交差点周辺の交通渋滞は以前より大分緩和されまして、交差点もコンパクトになったことから、横断歩行者の安全性が向上いたしました。

御質問の新たに設置いたしました東側の交差点の横断歩道付近の安全対策につきましては、歩行者等が商業施設へ向かう際に交差点を乱横断する現状が散見されます。この対策につきまして習志野警察署と検討を重ねた結果、歩行者の安全確保を最優先するため、やむを得ず、新たな交差点の西側歩道から商業施設に向けた車両通行部分にカラー舗装等を施し、横断を促すこととなりました。

今後につきましては、この検討案を商業施設関係者へ説明を行った上で、工事実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上、1回目の答弁とさせていただきます。

◆22番（真船和子君） はい。市長、御答弁ありがとうございます。

再質問に入る前に、ちょっとお話を1点だけさせていただきます。

1回目の質問でもお話ししましたが、この幼児教育・保育の無償化、今、いろいろ社会の中でも言われております、子どもの貧困対策という課題が出ております。この子どもの貧困対策から、実は児童虐待へとつながっていったり、さまざまなものが関連してくる。その中で、これは国を挙げて、しっかり未来のある子どもたちを守る施策として推進していかなくてはいけないと、安倍総理の発言からも聞き伺えるところでございまして、この幼児教育・保育、さまざまな課題はありますけれども、これは貧困対策の一環であり、そして、これは今まで保護者が負担をしていた、家庭の中から、生活費から負担をしていた保育料、これをなくすと、そして生活に潤いを戻していくという趣旨でございまして、そこをしっかりと踏まえた上で再質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、先ほども申しましたけれども、今、私たちも、地域の利用者、そして施設関係者の皆様から声を聞く運動を実施させていただいております、本当にさまざまな声が上がってきております。利用者にとっては、やはり負担が軽くなった、評価する一方でありませけれども、施設関係者の中からは、さまざまな課題も聞いてきているところでございまして、当局には、そのような状況の中でどのような声が届いているのか、改めてお尋ねいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。無償化実施による各施設、そして利用者からの御意見についてお答えいたします。

まず、保護者等の利用者につきましては、現在無償化が開始されて2カ月を過ぎたところでございます。制度の内容や手続面での御質問を一日に数件程度いただいているところでございます。また、無償化の実施に当たり各施設で実施いたしました保護者説明会では、無償化の実施を期待しているお声をいただいた一方、一部負担についてのわかりにくさを御指摘する声がございました。

次に、各施設からは、無償化に係る手続において、給付対象となります利用者、給付をいたします市町村、子どもとの間に挟まることで事務の負担が大きくなる仕組みとなっておりますことから、事務手続が増加し、大変負担になっているといった御意見をいただいているところでございます。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。そのとおりでございます。私たちも施設関係者の方の声を聞かせていただきました。本当によく声を聞きに来てくれたと言わせていただきましたけれども、事務手続が増加して負担になる、本当にその声が聞こえました。

そしてまた、今までなかった事務手続というものに職員の負担が増したということも聞かれました。今までなかった保護者への領収書の発行、これを1人ずつ、1枚ずつ記入して、そして保護者へ、その領収書を子どもを通して渡さなければいけないという、その書類の負担、またその書類をつくるコピー用紙の負担など、本当に細かく一つ一つ伺ってまいりました。

一つの幼稚園には、3市4市またがって、他市からお子さんたちが通ってきております。この事務負担の部分でも市によって対応が違っております。毎月この領収書を発行、市のほうに報告をしなければいけない市、3カ月に1度でいい市ということも伺ってまいりました。こういう部分も聞いてきましたので、ここはしっかり聞きながら、改善できるところは改善していくことも望ましいと考えております。

そしてまた、無償化による預かり保育がふえるということも聞いてまいりました。そういった意味から、人材確保をしていくこともこれから考えていかななくてはいけないということも伺ってまいりました。

こういう各施設に対する事務費の補助ができないかと、また、預かり保育の実施により、この待機児童対策を、実はこの幼稚園の方々に担っていただいている現状もあります。幼稚園に対しまして、職員の処遇改善、これをしっかりできるところはやっていくことが望ましいと考えますけれども、当局の見解を伺います。

◎こども部長（小澤由香君） はい。無償化実施による各施設の事務負担に対する補助、そして職員の処遇改善について図れないかという御質問にお答えいたします。

無償化実施により、給付の申請や保護者への提供証明書の発行など、各施設の事務負担が増大していることについては、市としても十分認識をしております。

そのうち、文書持参や郵送手続の負担が大きいという御意見をいただきましたので、今年度、毎週文書を届ける連絡便を委託しているところがございます。また、事務マニュアルの作成や書類の簡略化により事務負担が軽減するよう努めております。

今後も引き続き改善できる点を見出し、取り組んでまいりたいと考えております。

事務の増大化は、法人のみならず本市にも大きな影響を及ぼしていることから、国に対し、引き続き補助金の支援を要望してまいりたいというふうに考えております。

次に、職員の処遇改善につきましては、本市では県の方針に基づき、保育需要の拡大における保育士確保の観点から、保育所・こども園において県の補助事業を活用し、保育士処遇改善事業を実施しております。

この処遇改善事業につきましては、幼稚園教諭については、保育の用に供さないということから対象外ということになっております。しかしながら、幼児教育の無償化により、私立幼稚園においても預かり保育の拡大を図り、待機児童対策に貢献をしていただいておりますので、検討の必要は感じております。まずは、国や県の補助対象となるこども園への移行について、幼稚園各位にこれまでもお願いをしておりますが、引き続き働きかけてまいりたいと考えております。以上です。

◆2番（真船和子君） はい。ありがとうございます。事務負担の軽減につきましては取り組んでいただけるということでございますけれども、事務負担のために、また職員も確保していかなければいけないという、そのような課題もございます。ぜひその点も含めて処遇

改善をしっかりとできる、保育だけではなくて、幼稚園という、ここの枠の中でもしっかりと処遇改善をしていただけることを要望させていただきます。

次に、幼稚園の低所得世帯などにつきましては、これまでの就園奨励費のときよりも、無償化によりまして補助額が減ってしまうという心配をしていた保護者がおりました。その点について本市の対応をお伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。無償化により幼稚園就園奨励費より減額となることに対する市の対応についてお答えします。

これまで、新制度未移行の幼稚園の利用者に対する国と市町村による補助制度であります幼稚園就園奨励費につきましては、所得や子どもの数に応じた補助制度とされており、そこに市単独で年間3万円の上乗せを実施しておりました。無償化により、当該幼稚園の保護者に対し、一律月2万5,700円の給付制度が適用されたことから、非課税世帯など一部の利用者につきましては補助額が減額となることが判明いたしました。

本市といたしましては、無償化により負担が増加することがないことを原則といたしまして、現利用者が卒園するまでの間につきましては、経過措置として年3万円の上乗せ補助を行ってまいります。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。本当に子育てをしている家庭は、そのところを本当に敏感に感じながら、自分のところの負担はどうなるんだろうと、しっかりこの制度が始まる前から保護者が心配をして相談に来ておりました。そのようにしていただいているということで安堵した次第でございます。ありがとうございます。

続きましては給食材料費の部分でございますけれども、これは無償化の対象外となり、大きな制度変更となりましたけれども、本市の対応についてお伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。幼児教育・保育無償化における給食食材料費の対応についてお答えいたします。

これまで保育所等の給食費は、給食食材料費のおかずの費用に当たる副食費につきましては保育料及び運営費に含まれており、御飯やパン等の主食費は市単独で補助を行っておりました。

国は給食費について、在宅で子育てをする場合でもかかる費用であることから別途徴収することとしたため、本市においても、国の制度に合わせ、主食費、副食費のいずれにつきましても徴収することとさせていただきました。この制度変更につきましては、各施設で実施した保護者説明会等で制度変更の周知を図った上で、御協力をお願いし、おおむね御理解をいただけているものと認識しております。

一方、低所得の世帯及び多子世帯の負担軽減を図る国の制度による年収360万円未満相当世帯等に対する副食費の免除に加え、本市は市単独で主食費につきましても同様に免除することといたしました。

なお、この制度につきましては、幼稚園や子どもへの短時間児につきましても対象とすることで、全ての子どもにひとしく公平性を図っているものでございます。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。全ての子どもに公平性を図っているということでございますので、そこは理解をしていきたいと思っております。

次にですけれども、認可外保育施設の利用者の方から来た声を紹介させていただきます。

認可外保育施設につきましては、3歳以上児について、1カ月約5万円以上、最大10万円程度の保育料設定となっております。国が無償化対象額とした3万7,000円との差額については保護者負担となります。

習志野市では、現行の4万円を補助していたことから、国の補助額3万7,000円に、実は3,000円を負担をしております。ただ、認可保育所に入れているお子様と、この認可外保育を利用している世帯とでは、実は格差があります。認可保育所ではほとんど負担がない中で、この認可外保育施設にしているお子様は、やはり5万円から10万円かかる中で、の半分以上は保護者負担となっております。ここに格差が若干出てきており、無償化の恩恵を感じられないという声も聞いております。実は、この認可保育所が足りずに、待機児童がうちも出ております。待機児童対策の一環として、この認可外保育を使わざるを得ない、またはお願いをせざるを得ない現状でございます。

こうした待機児童対策をしていただいておりますもので、できることであれば、その全額とはなかなか厳しいものもあると思いますけれども、補助額の拡大を求めたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎こども部長（小澤由香君） はい。認可外保育施設の補助の拡大についてお答えいたします。

本市といたしましては、今、議員御指摘のとおり、国による新たな無償化の給付制度におきまして、平均保育料3万7,000円を認可外保育施設の補助の上限と国はしておりますが、認可外保育施設の補助は、無償化により負担が増加することがないようにということで、国の補助額に3,000円の上乗せをし、現行の4万円を一律全ての家庭に補助をさせていただきます。さらなる拡大は現時点では考えておりません。

これまでも認可外からの認可化を推進しておりますが、さらに保育所誘致等を積極的に進めることにより、希望どおりに保育施設に入所できる環境をまず整えて、子ども及び保護者の費用負担の一律化を図ってまいりたいと考えております。

また、事務負担についての御意見が事業所からございますので、こういったところの負担軽減につきまして、請求手続など本市独自の助成制度の手続に、無償化により新たに創設された給付制度の手続が現在加わって大変な思いをされておりますので、こういったところについては法人と意見交換をしながら、少しでも負担の軽減を図ってまいりたいというふうに考えています。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

そうなんですよね。実は3,000円、市では今4万円補助していたものが3,000円の補助で済むようになっていんですけれども、そこに3万7,000円という額は、市の負担が減ったという認識になります。ですので、そのところも検討していただきたい。

そしてまた、今、部長のほうから言っていただきました。実はこの補助の部分で3,000円と、それから、この3万7,000円という部分が、2つが保護者のほうに入ってくると。何か一本でできないのかというようなことも聞きまして、今、部長のほうからも、そこ

も改善していきたいということも伺いましたので、とにかく少しでも格差解消、子どもたちが本当にいい方向に行けるように尽力していただくことを要望させていただきます。

次ですけれども、今年度の第2回定例会で、我が会派の小川議員からの質問で、無償化実施による今後の習志野市の財政負担について答弁がありました。今も若干負担が軽減されるのではないかとお話ししましたけれども、そのときに、令和2年度以降の無償化による地方負担については不透明なところもございますが、これまで市が単独で実施してまいりました保育料の軽減などに係る経費分について、無償化により国負担2分の1、県・市の負担4分の1となったことから、負担が大幅に減少しており、年間約5億円程度の市負担の減少を試算しているとお答えをいただいております。これは、5億円という金額、数字が余り動くということは好ましいものでは私はないと思っておりますけれども、負担軽減にはなっているということでございます。

一方で、国は、この無償化に伴う取り組みといたしまして、自治体独自の取り組みの財源を、地域における子育て支援のさらなる充実や次世代へのツケ回し軽減等に活用することが重要であると記されておりました、この財源は、子育て支援の施策、または今、今回無償化のさまざまな課題を見据えた上での財源にしていくことが重要であると言われておりますけれども、本市におきまして、どのような見解をお持ちか、確認いたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。自治体独自で保育料等の軽減を図ってきた財源の活用ということでお答えいたします。

今般の無償化の実施により、市がこれまで単独で実施した補助に対する新たな国・県の負担による市としての財源効果については、市長が答弁させていただきましたとおり、現状では明らかになりません。5億円と申し上げたのは、国の制度上、それが丸々市に財源として入ってきた場合の試算ということになりますので、これは市長も答弁させていただいたとおり、丸々1年を経過してみなければわからないという状況でございます。

市といたしましては、子育て支援の充実に向け、これまで同様、最少の費用で最大の効果が出るよう、次年度以降は、現在策定作業中の次期子ども・子育て支援事業計画案の中に位置づける待機児童対策や、放課後の子どもの居場所づくりなどの7つの重点事業に精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

それでは、いろいろあると思えますけれども、この課題の整理をして、今後少しずつできることをともどもに進めていきたい、そのように考えております。

この質問の最後なんですけど、幼稚園類似施設については、さまざまな声が出てきております。この辺については、今、国の検討状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。幼稚園類似施設に対する国の検討状況についてお答えいたします。

今回の幼児教育・保育の無償化において、幼稚園類似施設が対象とならないことは、子育て支援の公平性の観点から課題があると認識し、本市といたしましても国に対し働きかけをしてまいりました。

このような全国的な働きかけに応じる形で、文部科学省は、10月1日の記者会見において、新年度までに新しい方針が示せるように努力したいと答えており、幼稚園類似施設に対する支援が少しずつ前進していると捉えております。

今後も引き続き国へ働きかけていくとともに、他市との情報共有を図り、国の状況をしっかり注視し、適正に対応してまいりたいと考えております。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

先ほども申しましたけれども、まだスタートしたばかりの幼児教育・保育無償化でございます。一つ一つ課題を整理し、そして、また新たに施策として設けなければいけない部分については、国もしっかりやっていただくことを要望し、そしてまた、自治体でできることはしっかり自治体でやっていくという形で、両輪しっかり協力しながらよい制度にしてまいりたい、そのように思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

続きまして、次期子ども・子育て支援事業計画、この重点課題について再質問を移らせていただきます。

重点課題7点について、先ほど市長から述べられましたけれども、私は、このうちの3点について質問をさせていただきます。

やはり今一番課題でありますのは、働くお母さんたちが安心して子どもを預けられる場所、この整備は本当に喫緊の課題であります。本当に、何かお母さんたちを見ていると、保育所探しに本当に苦慮している姿を見るんですね、そこが早く解決できるよう、この待機児童対策というのは喫緊の課題と考えております。

先ほど市長からも努力を、本当に本市でも一生懸命、こども部としても対応してきていただいておりますことには本当に敬意を表するものであり、感謝するものでありますけれども、さらにこの推計を上回る待機児童の増大により、現状も待機が出ている状況であるということでございます。この次期計画にもしっかり位置づけておりますけれども、今後の具体的な取り組みの内容について、また必要性についてお伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。保育所等の待機児童対策の必要性と今後の取り組み内容についてお答えいたします。

預け育てやすい環境を整えることは、若い世代の定住を促進し、子どもたちが元気に育つ健全なまちづくりを維持することとなり、少子高齢化が進む現代にとって大変重要なことだと考えております。そこで、市として待機児童解消に向け全力で取り組んでまいりたいと考えております。

次期子ども・子育て支援事業計画では、保育の必要量を令和6年度までの計画期間中に最大約3,600名と見込み、具体的な整備方法等を定め、着実に進めてまいります。

まず、向山幼稚園のこども園化では、来年度より設計に取り組み、令和6年度の開設を目指し、藤崎幼稚園のこども園化では、令和3年度より設計に取り組み、令和7年度の開設を目指し、保育需要の増大に対応してまいります。

そして、市立保育所の私立化では、来年度1年間をかけ私立化の指針となるガイドラインを見直し、大久保第二保育所、菊田第二保育所は令和6年度、藤崎保育所は令和7年度の私立化を目指し、定員の増大を図ってまいります。

そして、これら市立幼稚園・保育所の再編に係る事業については、既存施設を利用している保護者や地域の皆様に対し、進捗状況に応じて御説明をしながら丁寧に進めてまいりたいと考えております。

また、民間認可保育所の誘致につきましては、第一中学校区に予定定員70名程度とする施設の設置運営事業者の公募を来年度には実施をしてみたいと考えております。施設整備に係る補助金交付を行い、令和3年度の開設を目指してまいりたいと考えております。以上です。

◆22番(真船和子君) はい。ありがとうございます。この待機児童対策には、9月定例会において課題の分析、そして対応策を聞いてきたところでございます。第一中学校区、そして第五中学校区の待機児が大きく増大している、そういうものに関して、そこに関してしっかり対応していただいていると認識をいたしました。しっかり地域住民の方に説明を行っていただくことをまずもってお願いしたいと思っておりますので、その点については、よろしく願いいたします。

そしてまた、今、ゼロ歳から2歳児の待機児童が、今年度4月1日時点では89名、待機児童がいらっしゃいました。そのうちの87名が1歳児ということで、本当にこの待機児童の部分では大きく占めるものでございましたけれども、こうしたゼロ歳から2歳児のお子様を保育していただける、この小規模保育事業所の設置が本市においても今ふえてきております。

そしてまた、先ほどからの話の保育無償化によりまして、3歳以降の待機児童が増加することが懸念をされております。3歳になった後の受け入れ対応についてお伺いをさせていただきます。

◎こども部長(小澤由香君) はい。小規模保育事業所の卒園後の進級先と、3歳児の受け入れ対応ということでお答えいたします。

本市では、待機児童のほぼ全てがゼロ歳児から2歳児であることから、効果的な対策として定員19名以下の小規模保育事業所の誘致を進め、これまで10施設が開設され、来年4月1日にはさらに3施設が開設予定となっております。

御質問の小規模保育事業所の卒園後の進級先につきましては、市が指定する認可保育所と連携協定を締結していただいております。このことについては、小規模保育事業所の入所案内の際にも、進級先を明記し、保護者が安心してお申し込みをいただけるよう取り組んでいるところでございます。

加えて、私立幼稚園、そして私立こども園においても、3歳児の受け入れ拡大をできるだけ図っていただけるよう、重ねて努めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

◆22番(真船和子君) はい。ありがとうございます。本当に今、部長のほうからお話をいただきました。小規模保育事業所の卒園後の進級先については確保しており、他市にない対応をしていただいているということで、丁寧にやっていると聞いております。ありがとうございます。本当にそこが心配ないようにしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次にですが、子ども家庭総合支援拠点ということについてお伺いさせていただきます。

皆様も耳に入っていると思いますが、ここ数日の報道におきましても児童虐待のニュースが入り、小さなお子様が命を亡くすという、胸を本当に痛める、同時に悔しい思いでいっぱいになる日々でございます。ことしの1月にありました、野田市の小学4年生の児童が自宅で死亡した虐待の事件では、千葉県で設置しました第三者委員会におきます報告の中で、これは新聞報道で確認をさせていただいたものでございますが、市や児相の対応を、基本原則が守られていないと批判をいたしました。そして、児童を確保するという姿勢が甘かったと指摘をいたしまして、救える命だったと、このように見解を述べられております。本当に救える命を大人が見逃してしまう。ここはしっかり本当に、窓口が市にもなっておりますので、そこは職員の皆様も危機管理意識をしっかり持って対応していただきたいことを要望させていただきます。

そしてまた、昨日の報道で、この12月3日、厚生労働省の有識者検討会は、体罰の定義や具体例を示した指針案を公表しております。このように、本当に今、社会が厳しい現状になってきているんだなと思っております。母親や父親が育児を一人で抱え込まないことも大切として、子どもを一時的に預かる自治体の支援や、家事代行サービスの活用、家事の分担などもこの中に示している。ここまで丁寧に示されなければ、今、子育てができない社会なんだと私たちが認識をして、そこに施策を展開していかなければいけないということ、大きく社会が変わっているという意識を私たちがしていくことが本当に大切だと思えました。検討会は来年1月までに意見公募を実施し、今年度中に指針をまとめて、母子手帳に盛り込んで、広くPRをしていくということを言われております。

児童虐待に至るまでにはさまざまな要素が含まれてくると思えます。9月議会で当局より、児童虐待防止対策として、支援体制と専門性の強化をしっかりとやっていくという意味の中で、子ども家庭総合支援拠点の設置の検討を進めて取り組んでまいりたいと答弁をいただいております。その進捗状況について伺いますとともに、さらに、健康福祉部だの教育委員会との他部署との連携、この強化が重要になってまいりますけれども、その連携について伺いいたします。

◎こども部長（小澤由香君） はい。子どもと保護者を総合的に支える子ども家庭総合支援拠点の具体的な内容と、他部署との連携についてお答えいたします。

子ども家庭総合支援拠点につきましては、国が令和4年までの設置を市町村に義務づけており、本市におきましては、その必要性を鑑み、令和2年度から令和6年度を期間とする子ども・子育て支援事業計画案の中で設置を位置づけ、実施に向けた具体的な検討を進めているところでございます。

この子ども家庭総合支援拠点は、地域の全ての子どもと、その家庭及び妊産婦等の相談に対応し、必要な支援をすることを役割とする機関でございます。主な業務内容は3点で、1点目は、実情の把握、情報の提供、相談等への対応、総合調整といった子ども家庭支援全般に係る業務、2点目は要支援児童及び要保護児童等への支援業務、3点目は関係機関との連携調整となっており、既存の子育て支援相談室機能、要保護児童対策調整機関の機能を包含することとなります。

また、職員につきましては、子ども家庭支援員、心理担当支援員、虐待対応専門員を配置し、その資格要件といたしましては、子ども家庭支援員及び虐待対応専門員は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士とされ、心理担当支援員は、大学や大学院において心理学を専修する学科、またはこれに相当する課程を修めた者ということになっております。

他部署との連携につきましては3点で、1点目は母子保健分野との連携協力で、これまで以上に切れ目のない支援を行うことができる体制を整備していくとともに、教育委員会、その他関係部署との連携を強化してまいります。2点目は要保護児童対策地域協議会の活用で、児童虐待の早期発見、関係機関との情報共有、役割分担を明確にし、取り組んでまいります。3点目は児童相談所との連携協働で、緊密な連携のもとに援助または支援を行ってまいります。

本市といたしましては、この子ども家庭総合支援拠点の設置において、これまで以上にきめ細やかな相談対応を行い、関係部署、関係機関との連携強化を図ることにより、児童虐待の根本的な予防・防止に努めてまいりたいと考えております。以上です。

◆22番(真船和子君) はい。ありがとうございます。

国では、この人材育成について、「市区町村は、支援拠点に配置する職員の計画的な育成に努め、人事異動等によって質の低下を招くことがないように、効果的かつ計画的なローテーションに配慮しつつ、社会福祉士等の資格等の取得や、研修受講やスキルアップのための自己研鑽等を行う職員に対する必要な支援など、職員の資質の向上に努めることが求められる」としておりますので、十分こういう点も加味して対応をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

次にですが、重点課題の放課後子ども教室について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、この放課後子ども教室も重点課題に挙げていただきました。9月定例会でも、少し厳しい意見で、分析ができていない、やる気がないようなことを、私、発言しましたけれども、この計画にしっかり今、載せていただきましたけれども、この経緯と、そして、子育て支援に関するニーズ調査をどのように分析されてこの計画案に持ってきたのか、確認をいたします。

◎生涯学習部長(齊藤勝雄君) はい。御質問にお答えをいたします。平成31年3月に子ども部で実施をいたしました、習志野市子育て支援に関するニーズ調査では、放課後や長期休業中の子どもの居場所に関しまして、放課後子ども教室を実施してほしい、親の就労の有無に関係なく、誰でも利用できる子どもの居場所があるといいなどの御意見、御要望を多数いただきました。また、文部科学省と厚生労働省による新・放課後子ども総合プランにおいて、全ての児童を対象とした学習や体験、交流活動を行う放課後子ども教室と、就労等により保護者が昼間家庭にいない児童が所属する放課後児童会との一体型による計画的な整備が求められております。

これらのことから、教育委員会といたしましても放課後子ども教室の必要性を改めて認識するとともに、これまで先進市への視察、それから市内小学校での実施場所の確認など、子ども部と協議をしながら研究・検討を進めてまいりました。

そこで、令和2年度から令和7年度までを計画期間とする次期習志野市教育振興基本計画案におきまして、放課後子ども教室は、友達や地域の年齢の異なる児童、また大人と自由にかかわり、さまざまな体験活動を行うことにより心身ともに成長できる貴重な場であると捉え、生涯にわたる学びの推進として、放課後等における子どもの安全・安心な居場所の計画的な整備に取り組むことを目標に掲げました。

あわせて、令和2年度から令和6年度までを計画期間といたします次期子ども・子育て支援事業計画案におきましても、民間委託による放課後児童会との一体型を原則として順次実施していく予定としたものであります。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

今、部長のほうからは、民間委託による放課後児童会との一体型を原則として、順次実施していく予定ということでしたが、船橋市や他市などは直営で行っているということも見受けられますけれども、この直営型の本市が考えている課題というものはどういふものなのか、確認をさせていただきます。

◎生涯学習部長（齊藤勝雄君） はい。御質問にお答えをいたします。直営での放課後子ども教室の運営には、運営スタッフの確保や育成、労務管理等の事務の煩雑化などが課題であるというふうにとらえております。このようなことから、教育委員会といたしましては、放課後子ども教室の実施方法は、人材の確保と質の確保の観点から民間委託による実施を原則とし、整備を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

それでは、今パブリックコメントをかけておりますが、令和2年度、大久保東小学校で事業開始となっておりますけれども、その具体的なスケジュールについてお伺いをしたいと思います。

そしてまた、事業実施要綱を策定する必要もあると思います。そして、もう来年度ですから、対象者、それから利用料、さまざまな開催日等も決めていく必要があると思いますけれども、この点についてどのような対応になっているのか、お伺いいたします。

◎生涯学習部長（齊藤勝雄君） はい。御質問にお答えいたします。まず、大久保東小学校での実施に向けたスケジュールにつきましては、これまでに学校等と協議を行いまして、実施の了承が得られたことから、現在、事業化に向けた予算編成作業に取り組んでいるところでございます。

今後は、事業者選定、保護者への説明、小学校との細部の調整など、令和2年度からの実施に向け準備を進めてまいります。

次に、実施要綱を策定しているかという御質問でございますが、現在策定に向けて作業を進めているところであります。今後、要綱の中で開設日時、あるいは利用料についても定めてまいります。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。いろいろなところを見ますと、放課後子ども教室の利用料は無料というところが多いような気がいたします。ただ、保険に入る必要があるかとは思いますが、他市の要綱を確認をさせていただきました。しっかりここは市が傷害保険に加入することとして、市がその費用を負担するということが明記し

ているところもございましたので、そこはしっかり市が保険料を負担していただくことを要望させていただきたいと思っております。

あと、最後、1点確認させてください。実花公民館で子どもの部屋を今実施しております。今後、実花公民館が指定管理者による管理運営体制になった場合、この事業はどのように変わっていくのか、確認をさせていただきたいと思っております。

◎生涯学習部長（齊藤勝雄君） はい。御質問にお答えをいたします。子どもの部屋につきましては、児童の放課後の安全・安心な居場所づくりといたしまして、週1回、1時間程度、公民館の一室を開放いたしまして、子どもたちが自由に過ごせる場所を提供している事業であります。実花公民館のみならず、指定管理を導入している新習志野公民館を含めまして、全ての公民館で実施しております。したがって、指定管理者制度へ移行した場合も、引き続き子どもの部屋は実施してまいります。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございました。

それでは、最後に、あたご橋交差点について再質問をさせていただきたいと思っております。

先ほど市長からは、本当にたった1つ今まで要望していた中で、まだ開業した後の新設をした横断歩道のところの歩行者、商業施設に入るところ、乱横断が目立つという部分におきましては、車両通行部分にカラー舗装等を施していただくと、そして横断を促す対応をしていただけるということでございました。ただし、この商業施設の中は余り駐車場が広くございません。4店舗入っております。この部分におきまして、中に入る、この動線、歩行者動線をどうされていかれるのか、確認をしたいと思っております。

◎都市環境部長（東條司君） はい。それでは、商業施設内の安全対策ということでお答えを申し上げます。

新たに設置いたしました交差点の安全対策につきましては、市長答弁にもありましたように、交差点西側の歩道から商業施設に向け歩行者等が横断できるよう、車両通行部分にカラー舗装などを施し、安全確保を図ってまいります。

御質問の商業施設内の安全対策につきましては、この当該工事の趣旨を商業施設の管理運営会社に対しまして説明するとともに、要望についてお伝えした上で、施設内の歩行者の安全確保策について伺ってまいりたいと、そのように考えております。以上です。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。しっかり歩行者も、自分自身が注意して渡っていただけるようにしていきたいと思っておりますけれども、何とぞよろしく願い申し上げます。

それでは次ですけれども、実は、この交差点の改良工事が終わりました、その後、当局においては、あたご橋の周辺の交通量調査を行っていただいたと伺っておりますけれども、その交通量調査の結果について改めてお伺いいたします。

◎都市環境部長（東條司君） はい。それでは、あたご橋交差点の改良後の交通量調査結果ということでお答え申し上げます。

当該調査につきましては、前年度の調査となりますが、平成30年10月の平日及び休日の2日間におきまして、午前6時から午後9時までの15時間の調査を実施いたしました。目的といたしましては、新たに設置いたしました交差点の検証、これと、あたご橋交差点の

横断歩道の設置されていない2カ所における歩行者や自転車等の状況を把握するために実施いたしました。

その結果、新たに設置した交差点では、歩行者等が商業施設に向かう際の乱横断者数、これが双方で、平日は歩行者が497人、自転車224台、休日は歩行者908人、自転車281台確認できましたことから、先ほど申し上げたような安全対策を実施してまいります。

次に、あたご橋交差点につきましては、橋下の東西方向の横断者数は、双方で平日は歩行者21人、自転車40台、休日は歩行者20人、自転車20台でありました。また、歩道橋下の南北方向の横断者数は、双方で平日は歩行者40人、自転車155台、休日は歩行者40人、自転車71台でありました。

このことから、現在においても、横断歩道の設置と歩道橋のあり方を含めまして、習志野警察と協議をしております。以上でございます。

◆22番（真船和子君） はい。ありがとうございます。

それでは最後に要望させていただきます。このあたご橋交差点の改良は続きがあります。以前より約9年間かけて質問をしてまいりました。まずは、この交差点の正規な交差点改良はあれなんですけれども、バリアフリーについても、今後しっかり行政に働いていただくように、最後、済みません、変なふうになりましたけれども、要望させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。